

第2次大分県有機農業推進計画の概要

1 計画策定の目的

本県では「有機農業の推進に関する法律（平成18年12月施行）」等に基づき、平成21年2月に「大分県有機農業推進計画」を策定し、有機農業を推進してきました。その結果、有機農業の取組は増加傾向にあり一定の成果が得られています。一方、新たに有機農業に取り組もうとする人や有機農産物に対する需要の増大が予想されるなど情勢は変化しています。このため有機農業の実態等を踏まえて課題を整理し、今後の有機農業の推進に関する具体的な施策の展開方向を示す「第2次大分県有機農業推進計画」を策定いたしました。

2 計画の位置づけ

「有機農業の推進に関する法律」第7条の規定に基づく計画

3 計画期間

平成29年度から平成33年度のおおむね5年間

4 計画の体系

基本理念

- ◎中山間地域の特性を生かした有機農業による高付加価値農産物の生産拡大
- ◎有機農業者の経営の安定化

数値目標
(H33)

- 有機JAS認定圃場の面積（農林水産省公表数値）400ha
- 市町村の推進計画策定割合 50%（9市町村）

【施策の展開】

【主な取組項目】

1 有機農業者の確保・育成

- 新規就農相談セミナー等による新規就農希望者の確保
- ファーマーズスクール等での研修生の確保や育成支援
- 生産、流通、販売の取組や共同利用機械・施設の支援
- ゾーニングによる団地化の促進
- 研修、技術交流、情報交換の機会の拡大
- 安心いちばんおおいた産農産物認証制度の活用の推進
- 有機JAS認定取得の推進
- 環境保全型農業直接支援対策の活用

2 有機農産物等の流通・販路拡大

- グループ化・共同出荷の取組の促進
- 量販店等での販売コーナーの設置の促進
- 有機農産物販売ネットワークの構築
- 販路拡大のための活動の支援
- 6次産業化や農商工等連携の取組の支援

3 有機農業に関する技術の開発・普及

- 必要とする技術の把握と研究開発への反映
- 「大分の有機栽培等」の活用

4 有機農業に対する消費者等の理解の促進

- 量販店等と連携したPRによる消費拡大
- 自然循環機能の増進、環境への負荷の軽減、生物多様性の保全等の様々な機能の知識の普及・啓発
- HPや各種パンフレットを活用した情報提供
- 有機農業者と消費者等の相互理解を深める自主的な取組と交流の促進